

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)		現行の日本国憲法		自民党改正草案	
章	条 項 号	章 条 項 号	文章	章 条 項 号	文章
0	0 0 1	0	0 0 1	0	0 0 1
	民主主義社会の支え手たる健全な市民となることを自ら選択し、個人及び社会に評価され得る製品、サービスその他の価値を創造することによって経済的に自立することを旨とする個人が、日本国民として幸福を追求することができる民主主義国家としての日本国を成立させることを目的として、本憲法を制定する。		日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。		日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。
0	0 0 2	0	0 0 2	0	0 0 2
	本憲法によって規定され成立した内閣や国家公務員などで構成される日本国政府は、本憲法に規定される基本的人権を日本国民に確実に保障する義務を負う。		そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。		我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。
0	0 0 3	0	0 0 3	0	0 0 3
	日本国民は、本憲法の規定に基づいて、日本国政府、国会、裁判所、地方自治体などが適切に機能するために必要となる納税や選挙権の行使などの義務を遂行しなければならない。		これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。		日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。
0	0 0 4	0	0 0 4	0	0 0 4
	日本国民は、日本国政府が本憲法の規定に基づいて適切に機能し日本国民に対する義務を確実に遂行していることを常に監視し続け、問題の発生を検知した場合には日本国民及び日本国政府に対して必要な主張・要求を行い、改善のために努力しなければならない。		われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。		我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。
0	0 0 5	0	0 0 5	0	0 0 5
	日本国民及び日本国政府は、日本国が過去に実施した戦争や他国に対する侵略行為を深く反省し、世界平和を実現するために、本憲法の条文の規定に基づいて日本国が決して他国に対して武力を行使しないことを宣言する。		日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。		日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。
0	0 0 6	0	0 0 6		
	日本国は、自国中心主義を排し、国際協調主義に基づいて、以下の状態を世界全体が達成するために、世界に対して継続的に影響力を発揮することを宣言する。 一． 武力攻撃等による被害あるいは恐怖を人々が感じる事がより少ない平和状態 二． 自らの才能と努力を自由に発揮して価値を創造することができる豊かな経済状態 三． 性別、人種、民族、宗教、思想信条その他によつて決して差別されることがなく自身の意図を自由にかつ確実に表明できる政治状態		われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。		
		0	0 0 7		
			われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確信する。		
		0	0 0 8		
			われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。		
		0	0 0 9		
			日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。		

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民権主義憲法改正草案(畑)				現行の日本国憲法				自民党改正草案			
章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号
文章 第1章 国会				文章 第四章 国会				文章 第四章 国会			
1	1	1	0	4	41	1	0	4	41	1	0
第1条(最高機関としての国会及び立法権) 1. 国会は日本国の最高機関であり、日本国の唯一の立法機関である。				第41条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。				第41条(国会と立法権) 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。			
1	2	1	0	4	41	1	0	4	42	1	0
第2条(衆議院及び参議院) 1. 国会は衆議院及び参議院で構成する。以下、衆議院及び参議院を総称して「両議院」と呼ぶ。				第42条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。				第42条(両議院) 国会は、衆議院及び参議院の両議院で構成する。			
1	3	1	0	4	43	1	0	4	43	1	0
第3条(両議院の組織) 1. 両議院は日本国民を代表する選挙された議員で組織する。以下、両議院の議員を総称して「国会議員」と呼ぶ。				第43条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。				第43条(両議院の組織) 1 両議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織する。			
1	3	2	0	4	43	2	0	4	43	2	0
2 両議院の議員定数は、法律で定める。				2 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。				2 両議院の議員の定数は、法律で定める。			
1	3	3	0								
3. 第2項の法律による定めにおいては、定数が日本国民の総数に対する一定の割合となるように定期的に見直されるように定めなければならない。											
1	4	1	0	4	44	1	0	4	44	1	0
第4条(議員及び選挙人の資格) 1. 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律で定める。				第44条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。				第44条(議員及び選挙人の資格) 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律で定める。この場合においては、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。			
1	4	2	0								
2. 第1項の法律による定めにおいては、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別されないように定めなければならない。											
1	5	1	0	4	45	1	0	4	45	1	0
第5条(衆議院議員の任期) 1 衆議院議員の任期は、4年とする。ただし、衆議院が解散された場合には、その期間満了前に終了す				第45条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。				第45条(衆議院議員の任期) 衆議院議員の任期は、四年とする。ただし、衆議院が解散された場合には、その期間満了前に終了す			
1	6	1	0	4	46	1	0	4	46	1	0
第6条(参議院議員の任期) 1 参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。				第46条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。				第46条(参議院議員の任期) 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。			
1	7	1	0	4	47	1	0	4	47	1	0
第7条(選挙に関する事項) 1. 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は法律で定める。				第47条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。				第47条(選挙に関する事項) 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律で定める。この場合においては、各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。			
1	7	2	0								
2. 第1項の法律による定めにおいては、人口を基本として、行政区画、地勢等を総合的に勘案して選挙区を定めるようにしなければならない。											

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)				現行の日本国憲法				自民党改正草案							
章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号
文章				文章				文章							
1	14	1	0	4	54	1	0	4	54	2	0	2	衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、特別国会が召集されなければならない。		
第14条(衆議院の解散と衆議院議員の総選挙、特別国会及び参議院の緊急集会) 1. 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に衆議院議員の総選挙を行う。				第54条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。				2 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、特別国会が召集されなければならない。							
1	14	2	0	4	54	2	0	4	54	3	0	3	衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。ただし、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院に緊急集会の開催を求めることができる。		
2. 内閣は、第1項の総選挙の日から30日以内に特別国会を召集しなければならない。				2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。				3 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。ただし、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。							
1	14	3	0	4	54	2	0	4	54	4	0	4	前項ただし書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。		
3 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。ただし、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院に緊急集会の開催を求めることができる。				3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。				4 前項ただし書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。							
1	14	4	0	4	54	3	0	4	54	4	0	4	前項ただし書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。		
4. 第3項ただし書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。				3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。				4 前項ただし書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。							
1	15	1	0	4	55	1	0	4	55	1	0	4	55	1	0
第15条(議員の資格審査) 1 両議院は、各々その議員の資格に関し争いがあるときは、これについて審査し、議決する。ただし、議員の議席を失わせるには、議員総数の三分の二以上の多数による議決を必要とする。				第55条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。				第55条(議員の資格審査) 両議院は、各々その議員の資格に関し争いがあるときは、これについて審査し、議決する。ただし、議員の議席を失わせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。							
1	16	1	0	4	56	1	0	4	56	2	0	4	56	2	0
第16条(定足数及び表決) 1. 両議院が議事を開き議決を実施するためには、各々その総議員の過半数の出席を必要とする。				第56条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。				第56条(表決及び定足数) 2 両議院の議決は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければできない。							
1	16	2	0	4	56	2	0	4	56	1	0	4	56	1	0
2 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長が決するところによる。				2 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。				1 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。							
1	17	1	0	4	57	1	0	4	57	1	0	4	57	1	0
第17条(会議及び会議録の公開等) 1 両議院の会議は、公開しなければならない。ただし、総議員数の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。				第57条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。				第57条(会議及び会議録の公開等) 1 両議院の会議は、公開しなければならない。ただし、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。							
1	17	2	0	4	57	2	0	4	57	2	0	4	57	2	0
2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要することが総議員数の三分の二以上の多数で議決されたときを除き、これを公表し、かつ、一般に頒布しなければならない。				2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。				2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるものを除き、これを公表し、かつ、一般に頒布しなければならない。							
1	17	3	0	4	57	3	0	4	57	3	0	4	57	3	0
3 出席議員の五分の1以上の要求があるときは、各議員の表決を会議録に記載しなければならない。				3 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。				3 出席議員の五分の一以上の要求があるときは、各議員の表決を会議録に記載しなければならない。							
1	18	1	0	4	58	1	0	4	58	1	0	4	58	1	0
第18条(役員を選任並びに議院規則及び懲罰) 1 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。				第58条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。				第58条(役員を選任並びに議院規則及び懲罰) 1 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。							

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)				現行の日本国憲法				自民党改正草案							
章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号
文章				文章				文章							
1	18	2	0	4	58	2	0	4	58	2	0	4	58	2	0
2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、並びに院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。ただし、議員を除名するには、議員総数の3分の2以上の多数による議決を必要とする。				2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。				2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、並びに院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。ただし、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。							
1	19	1	0	4	59	1	0	4	59	1	0	4	59	1	0
第19条(法律案の議決及び衆議院の優越) 1 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。				第59条 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。				第59条(法律案の議決及び衆議院の優越) 1 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。							
1	19	2	0	4	59	2	0	4	59	2	0	4	59	2	0
2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で議員総数の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。				2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。				2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。							
1	19	3	0	4	59	3	0	4	59	3	0	4	59	3	0
3 第2項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。				3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。				3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。							
1	19	4	0	4	59	4	0	4	59	4	0	4	59	4	0
4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。				4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。				4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。							
1	20	1	0	4	60	1	0	4	60	1	0	4	60	1	0
第20条(予算案の議決等に関する衆議院の優越) 1 内閣は、予算案を衆議院に先に提出しなければならない。				第60条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。				第60条(予算案の議決等に関する衆議院の優越) 1 予算案は、先に衆議院に提出しなければならない。							
1	20	2	0	4	60	2	0	4	60	2	0	4	60	2	0
2 予算案について、以下の状況となった場合は、衆議院の議決を国会の議決とする。				2 予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。				2 予算案について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。							
1	20	2	1												
一 参議院で衆議院と異なった議決をした場合において、法律の定めるところにより両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき。															
1	20	2	2												
二 参議院が衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に参議院が議決しないとき。															
1	21	1	0	4	61	1	0	4	61	1	0	4	61	1	0
第21条(条約の承認に関する衆議院の優越) 1 条約の締結に必要な国会の承認については、第20条第2項の規定を準用する。				第61条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第2項の規定を準用する。				第61条(条約の承認に関する衆議院の優越) 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第2項の規定を準用する。							
1	22	1	0	4	62	1	0	4	62	1	0	4	62	1	0
第22条(議院の国政調査権) 1 両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。				第62条 両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。				第62条(議院の国政調査権) 両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。							

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)				現行の日本国憲法				自民党改正草案											
章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号				
文章				文章				文章											
1	23	1	0	4	63	1	0	4	63	1	0	4	63	1	0				
第23条(内閣総理大臣等の議院出席の権利及び義務) 1. 内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、議案について発言するために両議院に出席することができる。なお、内閣総理大臣及びその他の国務大臣の定義を第27条第1項に示す。				第63条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。				第63条(内閣総理大臣等の議院出席の権利及び義務) 1 内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、議案について発言するため両議院に出席することができる。											
1	23	2	0					4	63	2	0	4	63	2	0				
2 内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、答弁又は説明のため議院から出席を求められたときは、出席しなければならない。				又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。				2 内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、答弁又は説明のため議院から出席を求められたときは、出席しなければならない。ただし、職務の遂行上特に必要がある場合は、この限りでない。											
1	24	1	0	4	64	1	0	4	64	1	0	4	64	1	0				
第24条(弾劾裁判所) 1. 罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を国会に設ける。				第64条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。				第64条(弾劾裁判所) 1 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。											
1	24	2	0	4	64	2	0	4	64	2	0	4	64	2	0				
2 弾劾に関する事項は、法律で定める。				2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。				2 弾劾に関する事項は、法律で定める。											
1	25	1	0					4	64-2	1	0	4	64-2	1	0				
第25条(政党) 1 日本国政府及び日本国民は、議会制民主主義の維持及び発展にとって、政治活動を主たる活動として実施する政党の存在が重要であるという認識を持ち、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努めなければならない。								第64条の2(政党) 1 国は、政党が議会制民主主義に不可欠の存在であることに鑑み、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努めなければならない。											
1	25	2	0					4	64-2	2	0	4	64-2	2	0	4	64-2	2	0
2 日本国政府及び日本国民は、政党の政治活動の自由を保障しなければならない。								2 政党の政治活動の自由は、保障する。											
1	25	3	0					4	64-2	3	0	4	64-2	3	0				
3 第2項に定めるもののほか、政党に関する事項は、法律で定める。								3 前二項に定めるもののほか、政党に関する事項は、法律で定める。											
第2章 内閣				第五章 内閣				第五章 内閣											
2	26	1	0	5	65	1	0	5	65	1	0	5	65	1	0				
第26条(内閣と行政権) 1 行政権は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、内閣に属する。				第65条 行政権は、内閣に属する。				第65条(内閣と行政権) 行政権は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、内閣に属する。											
2	27	1	0	5	66	1	0	5	66	1	0	5	66	1	0				
第27条(内閣の構成及び国会に対する責任) 1 内閣は、法律の定めるところにより、その首長である内閣総理大臣及びその他の国務大臣で構成する。				第66条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。				第66条(内閣の構成及び国会に対する責任) 1 内閣は、法律の定めるところにより、その首長である内閣総理大臣及びその他の国務大臣で構成する。											
2	27	2	0																
2. 第1項の法律による定めにおいては、国内外の状況の変化を反映して国務大臣の種類及び人数を定期的に改正するよう定めなければならない。																			
2	27	3	0									5	66	2	0	5	66	2	0
3 内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、国民防衛軍に所属する現役の軍人もしくは国民防衛軍を退役してから10年を経過していない者であってはならない。				2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。				2 内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、現役の軍人であってはならない。											

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)				現行の日本国憲法				自民党改正草案							
章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号
文章				文章				文章							
2	27	4	0	4	66	3	0	5	66	3	0	5	66	3	0
内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。				内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。				内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。							
2	28	1	0	5	67	1	0	5	67	1	0	5	67	1	0
第28条(内閣総理大臣の指名及び衆議院の優越) 1 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指名する。				第67条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。 この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。				第67条(内閣総理大臣の指名及び衆議院の優越) 1 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指名する。							
2	28	2	0	5	67	2	0	5	67	2	0	5	67	2	0
2 国会は、他の全ての案件に先立って、内閣総理大臣の指名を行わなければならない。				2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。				2 国会は、他の全ての案件に先立って、内閣総理大臣の指名を行わなければならない。							
2	28	3	0	5	67	2	0	5	67	3	0	5	67	3	0
3 内閣総理大臣の指名について、以下の状況となつた場合は、衆議院の議決を国会の議決とする。				2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。				3 衆議院と参議院とが異なつた指名をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が指名をしないときは、衆議院の指名を国会の指名とする。							
2	28	3	1	5	67	2	0	5	67	3	0	5	67	3	0
一 参議院で衆議院と異なつた指名をした場合において、法律の定めるところにより両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき。															
2	28	3	2	5	67	2	0	5	67	3	0	5	67	3	0
二 衆議院が指名をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に参議院が指名をしないとき。															
2	29	1	0	5	68	1	0	5	68	1	0	5	68	1	0
第29条(国務大臣の任免) 1 内閣総理大臣は国務大臣を任命する。				第68条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。				第68条(国務大臣の任免) 1 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。この場合においては、その過半数は、国会議員の中から任命しなければならない。							
2	29	2	0	5	68	1	0	5	68	1	0	5	68	1	0
2 第1項の任命に当たっては、その過半数を国会議員以外の日本国民の中から任命しなければならない。なお、他国の国籍を兼ねる日本国民は国務大臣に任命されることことができる。															
2	29	3	0	5	68	2	0	5	68	2	0	5	68	2	0
3 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。				2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。				2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。							
2	30	1	0	5	69	1	0	5	69	1	0	5	69	1	0
第30条(内閣の不信任と総辞職) 1 衆議院が内閣不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に内閣総理大臣が衆議院を解散しない限り、内閣は、総辞職しなければならない。				第69条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。				第69条(内閣の不信任と総辞職) 内閣は、衆議院が不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。							
2	31	1	0	5	70	1	0	5	70	1	0	5	70	1	0
第31条(内閣総理大臣が欠けたとき等の内閣の総辞職等) 1 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員の総選挙の後に初めて国会が招集されたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。				第70条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。				第70条(内閣総理大臣が欠けたとき等の内閣の総辞職等) 1 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員の総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。							
2	31	2	0	5	70	2	0	5	70	2	0	5	70	2	0
2 内閣総理大臣が欠けたとき、その他これに準ずる場合として法律で定めるときは、内閣総理大臣があらかじめ指定した国務大臣が、臨時に、その職務を行う。								2 内閣総理大臣が欠けたとき、その他これに準ずる場合として法律で定めるときは、内閣総理大臣があらかじめ指定した国務大臣が、臨時に、その職務を行う。							
2	32	1	0	5	71	1	0	5	71	1	0	5	71	1	0
第32条(総辞職後の内閣) 1 第31条第2条の場合には、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまでの間は、引き続き、その職務を行う。				第71条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。				第71条(総辞職後の内閣) 前二条の場合には、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまでの間は、引き続き、その職務を行う。							

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)		現行の日本国憲法		自民党改正草案	
章 条 項 号	文章	章 条 項 号	文章	章 条 項 号	文章
2 33 1 0	第33条(内閣総理大臣の職務) 1. 日本国の国家元首は内閣総理大臣とする。				
2 33 2 0	2 内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、その総合調整を行う。	5 72 1 0	第72条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。	5 72 1 0	第72条(内閣総理大臣の職務) 1 内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、その総合調整を行う。
2 33 3 0	2 内閣総理大臣は、内閣を代表して、議案を国会に提出し、並びに一般国務及び外交関係について国会に報告する。			5 72 2 0	2 内閣総理大臣は、内閣を代表して、議案を国会に提出し、並びに一般国務及び外交関係について国会に報告する。
2 33 4 0	3 内閣総理大臣は、最高指揮官として、国民防衛軍を統括する。なお、国民防衛軍の定義を第45条第3項に示す。			5 72 3 0	3 内閣総理大臣は、最高指揮官として、国防軍を統括する。
2 34 1 0	第34条(内閣の職務) 1 内閣は、他の一般行政事務のほか、次に掲げる事務を行う。	5 73 1 0	第73条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行う。	5 73 1 0	第73条(内閣の職務) 内閣は、他の一般行政事務のほか、次に掲げる事務を行う。
2 34 1 1	一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。	5 73 1 1	一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。	5 73 1 1	一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
2 34 1 2	二 外交関係を処理すること。	5 73 1 2	二 外交関係を処理すること。	5 73 1 2	二 外交関係を処理すること。
2 34 1 3	三 条約を締結すること。ただし、基本的には事前に、やむを得ない場合は事後に、国会の承認を経ることを必要とする。	5 73 1 3	三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。	5 73 1 3	三 条約を締結すること。ただし、事前に、やむを得ない場合は事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
2 34 1 4	四 法律の定める基準に従い、国家公務員に関する事務をつかさどること。	5 73 1 4	四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。	5 73 1 4	四 法律の定める基準に従い、国の公務員に関する事務をつかさどること。
2 34 1 5	五 予算案及び法律案を作成して国会に提出すること。	5 73 1 5	五 予算を作成して国会に提出すること。	5 73 1 5	五 予算案及び法律案を作成して国会に提出すること。
2 34 1 6	六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。ただし、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、義務もしくは罰則を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。	5 73 1 6	六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。	5 73 1 6	六 法律の規定に基づき、政令を制定すること。ただし、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。
2 34 1 7	七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。	5 73 1 7	七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。	5 73 1 7	七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。
2 34 1 8	八、天皇及び皇族が実施する全ての国事行為を決定すること。なお、天皇の定義を第98条第1項に、また皇族の定義を第100条第1項に、それぞれ示す。				
2 35 1 0	第35条(法律及び政令への署名) 1. 法律及び政令には、全て当該の法律及び政令を主管する国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。	5 74 1 0	第74条 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。	5 74 1 0	第74条(法律及び政令への署名) 法律及び政令には、全て主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。
2 36 1 0	第36条(国務大臣の不訴追特権) 1 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、公訴を提起されない。ただし、国務大臣でなくなった後に、公訴を提起することを妨げない。	5 75 1 0	第75条 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。	5 75 1 0	第75条(国務大臣の不訴追特権) 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、公訴を提起されない。ただし、国務大臣でなくなった後に、公訴を提起することを妨げない。

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)				現行の日本国憲法				自民党改正草案							
章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号
文章				文章				文章							
第3章 司法				第六章 司法				第六章 司法							
3	37	1	0	第37条(裁判所と司法権)	6	76	1	0	第76条(裁判所と司法権)	6	76	1	0	第76条(裁判所と司法権)	
				1. 全て司法権は、本憲法によって規定される最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。					すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。					1. 全て司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。	
3	37	2	0	2 特別裁判所は、設置することができない。	6	76	2	0	2 特別裁判所は、これを設置することができない。	6	76	2	0	2 特別裁判所は、設置することができない。行政機関は、最終的な上訴審として裁判を行うことができない。	
3	37	3	0	3. 行政機関は、最終的な上訴審として裁判を行うことができない。					行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。						
3	37	4	0	4. 最高裁判所及び下級裁判所に所属する全ての裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、本憲法及び法律にのみ拘束される。	6	76	3	0	3 すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。	6	76	3	0	3 全て裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。	
3	38	1	0	第38条(最高裁判所の規則制定権)	6	77	1	0	第77条	6	77	1	0	第77条(最高裁判所の規則制定権)	
				1 最高裁判所は、裁判に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。					最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。					1 最高裁判所は、裁判に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。	
3	38	2	0	2 検察官、弁護士その他の裁判に関わる者は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。	6	77	2	0	2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。	6	77	2	0	2 検察官、弁護士その他の裁判に関わる者は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。	
3	38	3	0	3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。	6	77	3	0	3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。	6	77	3	0	3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。	
3	39	1	0	第39条(裁判官の身分保障)	6	78	1	0	第78条	6	78	1	0	第78条(裁判官の身分保障)	
				1 裁判官は、心身の故障のために職務を執ることができないと裁判により決定された場合を除いては、第24条各項の規定による裁判によらなければ罷免されない。					裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。					裁判官は、次条第三項に規定する場合及び心身の故障のために職務を執ることができないと裁判により決定された場合を除いては、第六十四条第一項の規定による裁判によらなければ罷免されない。行政機関は、裁判官の懲戒処分を行うことができない。	
				2. 行政機関は、裁判官の懲戒処分を行うことができない。											
3	40	1	0	第40条(最高裁判所及び最高裁判所所属裁判官)	6	79	1	0	第79条	6	79	1	0	第79条(最高裁判所の裁判官)	
				1. 最高裁判所は、最高裁判所長官1名及び最高裁判所裁判官14名の計15名で構成する。なお、以上の15名の裁判官を総称して「最高裁判所所属裁判官」と呼ぶ。					最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。					1 最高裁判所は、その長である裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官で構成し、最高裁判所の長である裁判官以外の裁判官は、内閣が任命する。	
3	40	2	0	2. 第1項に定める最高裁判所所属裁判官は、法律の定めにより日本国民の直接選挙によって選定す											
3	40	3	0	3. 第2項の選挙に関する法律の定めにおいては、男性と女性のうち少数となる方が5名以下とならないように定めなければならない。											
					6	79	2	0	2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。	6	79	2	0	2 最高裁判所の裁判官は、その任命後、法律の定めるところにより、国民の審査を受けなければならない。	

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)		現行の日本国憲法		自民党改正草案	
章	条 項 号	章	条 項 号	章	条 項 号
			3 0 3		3 0 3
			4 0 4		4 0 4
			5 0 5		5 0 5
			6 0 6		6 0 6
3	40 4 0				
3	40 5 0				
3	40 6 0				
3	41 1 0				
3	41 1 1				
3	41 1 2				
3	41 1 3				
3	41 1 4				
3	42 1 0	6	80 1 0	6	80 1 0
3	42 2 0				
3	42 3 0	6	80 2 0	6	80 2 0
3	42 4 0				
3	42 5 0				
3	43 1 0	6	81 1 0	6	81 1 0
3	43 2 0				

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)			現行の日本国憲法			自民党改正草案		
章	条	項 号	章	条	項 号	章	条	項 号
3	43	3 0						
		3. 衆議院の選挙権を有する日本国民の総数の1,000分の1を超える国民が要求した場合、最高裁判所は、要求において指定された法律、命令、規則、条例又は処分が憲法に適合しているか否かを速やかに決定しなければならない。						
3	44	1 0	6	82	1 0	6	82	1 0
		第44条(裁判の公開) 1 裁判の口頭弁論及び公判手続並びに判決は、公開の法廷で行う。			第82条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。			第82条(裁判の公開) 1 裁判の口頭弁論及び公判手続並びに判決は、公開の法廷で行う。
3	44	2 0	6	82	2 0	6	82	2 0
		2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、口頭弁論及び公判手続は、公開しないで行うことができる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪又は第5章で保障する国民の権利が問題となっている事件の口頭弁論及び公判手続は、常に公開しなければならない。			2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。			2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、口頭弁論及び公判手続は、公開しないで行うことができる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪又は第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件の口頭弁論及び公判手続は、常に公開しなければならない。
第4章 他国への武力攻撃の禁止			第二章 戦争の放棄			第二章 安全保障		
4	45	1 0	2	9	1 0	2	9	1 0
		第45条(他国への武力攻撃の禁止) 1. 日本国政府及び日本国民は、たとえ日本国民、日本国及び国際機関とその職員等を防衛する目的であっても、日本国の領土・領海・領空の外部に対して武力を行使してはならない。なお、この場合の武力とは、人間を殺傷し財産等を棄損する能力を指すものとする。			第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。			第9条(平和主義) 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。
4	45	2 0	2	9	2 0	2	9	2 0
		2. 日本国は、日本国民及び日本国を防衛するために、必要最小限度の武力を保持する。ただし、この武力は、たとえ政治的・国際的に同盟関係を持つ国家もしくは団体を支援する目的であっても、日本国の領土・領海・領空の外部において行使してはならない。			2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。			2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。
4	45	3 0				2	9-2	1 0
		3 第2項の目的を達成するため、日本国に、内閣総理大臣を最高指揮官とする国民防衛軍を設置する。						第9条の2(国防軍) 1 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。
4	45	4 0				2	9-2	2 0
		4 国民防衛軍は、第2項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服さなければならない。						2 国防軍は、第一項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
4	45	5 0				2	9-2	3 0
		5 国民防衛軍は、第2項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。						3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)
 章 条 項 号 文章
 4 45 6 0 6 国民防衛軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。



第5章 国民の権利及び義務

5 46 1 0 第46条(日本国民の要件)
 1. 日本国の国籍を有する個人を日本国民と呼ぶ。
 5 46 2 0 2. 日本国の国籍の取得もしくは離脱の要件については法律で定める。
 5 46 3 0 3. 第2項の法律による定めにおいては、日本国の国籍を取得することを希望する個人が、基本的に速やかに日本国の国籍を取得できるようにしなければならない。
 5 46 4 0 4. 第2項の法律による定めにおいては、他国の国籍を有する者が、他国の国籍を有することを理由に日本国の国籍を取得することを妨げてはならない。
 5 46 5 0 5. 第2項の法律による定めにおいては、日本国の国籍と他国の国籍を兼ねることを禁止してはならない。
 5 46 6 0 6. 日本国政府は、日本国に居住する個人がいかなる国の国籍も取得していない場合は、本人の希望に従い、速やかに日本国の国籍を取得させなければならない。
 5 46 7 0 7. 日本国の国内外で出生した新生児の生物学的な両親のうち少なくとも片方が日本国民である場合は、当該新生児は日本国の国籍を取得することができる。なお、当該新生児が日本国の国籍を取得せずに年月が経過した場合は、本人の希望に従い、日本国政府は速やかに日本国の国籍を取得させなければならない。
 5 46 8 0 8. 日本国国内で出生した新生児は、生物学的な両親がいずれも日本国の国籍を有していない場合であっても、日本国の国籍を取得することができる。なお、当該新生児が日本国の国籍を取得せずに年月が経過した場合は、本人の希望に従い、日本国政府は速やかに日本国の国籍を取得させなければならない。

現行の日本国憲法
 章 条 項 号 文章



第三章 国民の権利及び義務

3 10 1 0 第10条
 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

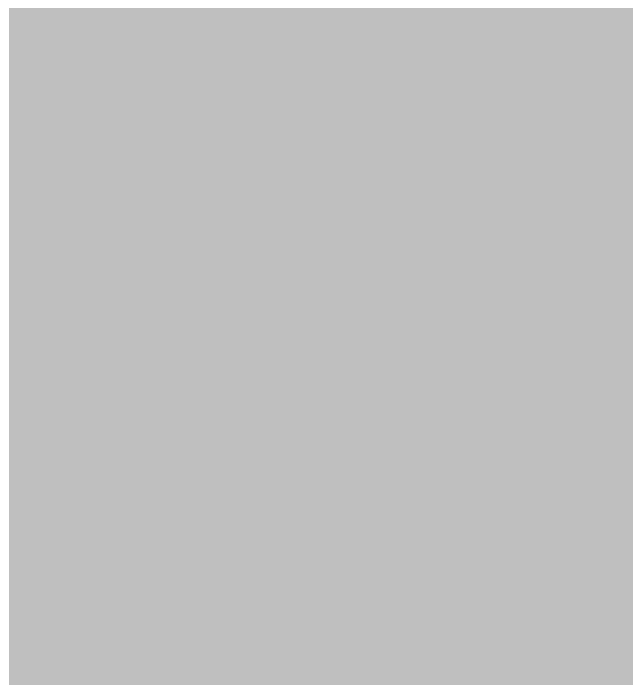


自民党改正草案
 章 条 項 号 文章

2 9-2 4 0 4 前2項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。
 2 9-2 5 0 5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。
 2 9-3 1 0 第9条の3(領土等の保全等)
 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

第三章 国民の権利及び義務

3 10 1 0 第10条(日本国民)
 日本国民の要件は、法律で定める。



畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)				現行の日本国憲法		自民党改正草案	
章	条	項	号	章	条	項	号
文章				文章		文章	
5	46	9	0				
9. 第2項の法律による定めにおいては、日本国民が希望する場合に、日本国の国籍から速やかに離脱できるように定めなければならない。							
5	47	1	0	3	11	1	0
第47条(基本的人権の保障) 1 日本国政府は、日本国民に対して、基本的人権を保障しなければならない。				第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。		第11条(基本的人権の享有) 国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。	
5	47	2	0				
2. 第1項の基本的人権の詳細な内容については、本憲法及び法律で定める。							
5	47	3	0				
3. 日本国政府が、どのような事項を基本的人権として日本国民に保障しなければならないかということは、時代とともに変化するため、国会は定期的に憲法もしくは法律の改正を検討しなければならない。							
5	47	4	0				
4. 日本国政府及び日本国民は、他国の国籍を有する個人に対して本憲法が日本国民に保障する基本的人権を保障するよう努めなければならない。							
5	48	1	0	3	12	1	0
第48条(基本的人権を維持するための努力) 1. 日本国民は、本憲法において日本国政府が日本国民に対して保障しなければならないとした基本的人権を継続的に保障させ続けるために、以下を実施しなければならない。				第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。		第12条(国民の責務) この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。	
5	48	1	1				
一. 日本国政府が基本的人権を保障していることを監視し続けること。							
5	48	1	2				
二. 日本国民に保障されるべき基本的人権が侵害されたと認知した場合には、決して沈黙することなく、基本的人権を保障するように日本国政府及び他の国民に対して必要な主張・要求を行い、改善のために努力すること。							
5	49	1	0	3	13	1	0
第49条(個人としての尊重) 1. 日本国政府は、日本国民を個人として尊重しなければならない。				第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。		第13条(人としての尊重等) 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。	
5	49	2	0				
2. 日本国政府及び日本国民は、他国の国籍を有する個人を、日本国民と同様に個人として尊重するよう努力しなければならない。							

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)				現行の日本国憲法				自民党改正草案							
章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号
文章				文章				文章							
5	50	1	0	3	14	1	0	3	14	1	0	3	14	1	0
第50条(法の下での平等) 1. 国会は、日本国民が性別、人種、社会的状況、信条等の個人的な状況によって、政治的、経済的又は社会的な関係において差別されないよう、法律によって平等を保障しなければならない。				第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。				第14条(法の下での平等) 1 全て国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。							
5	50	2	0	3	14	2	0	3	14	2	0	3	14	2	0
2 日本国政府は、華族その他の貴族の制度を制定してはならない。				2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。				2 華族その他の貴族の制度は、認めない。							
5	50	3	0	3	14	3	0	3	14	3	0	3	14	3	0
3. 日本国政府は、荣誉、勲章その他の栄典の授与に当たつて、いかなる特権も伴わせてはならない。				3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。				3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。							
5	50	4	0												
4. 第3項の栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有するものとする。															
5	51	1	0	3	15	1	0	3	15	1	0	3	15	1	0
第51条(公務員の選定及び罷免に関する権利等) 1 公務員を選定し、及び罷免することは、主権の存する国民の権利である。				第15条 1 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。				第15条(公務員の選定及び罷免に関する権利等) 1 公務員を選定し、及び罷免することは、主権の存する国民の権利である。							
5	51	2	0	3	15	2	0	3	15	2	0	3	15	2	0
2 公務員は、日本国全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。				2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。				2 全て公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。							
5	51	3	0	3	15	3	0	3	15	3	0	3	15	3	0
3. 公務員の選定を選挙により行う場合は、法律の定めによる日本国民の普通選挙の方法による。				3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。				3 公務員の選定を選挙により行う場合は、日本国籍を有する成年者による普通選挙の方法による。							
5	51	4	0												
4. 第1項及び第3項において、他国の国籍を所有する日本国民を差別もしくは区別してはならない。															
5	51	5	0	3	15	4	0	3	15	4	0	3	15	4	0
5. 日本国政府及び日本国民は、選挙における投票の秘密を侵してはならない。				4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。				4 選挙における投票の秘密は、侵されない。選挙人は、その選択に関し、公的にも私的にも責任を問われない。							
5	51	6	0												
6. 第5項において、選挙人は、その選択に関し、公的にも私的にも責任を問われない。															
5	52	1	0	3	16	1	0	3	16	1	0	3	16	1	0
第52条(請願をする権利) 1. 日本国政府は、日本国民に対して、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願をする権利を保障しなければならない。				第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。				第16条(請願をする権利) 1 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願をする権利を有する。							
5	52	2	0												
2. 日本国政府は、請願をした者に対して、そのためにいかなる差別待遇を行つてはならない。								2 請願をした者は、そのためにいかなる差別待遇も受けない。							
5	53	1	0	3	17	1	0	3	17	1	0	3	17	1	0
第53条(国等に対する賠償請求権) 1. 日本国民は、公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、日本国政府、地方自治体及びその他の公共団体に、その賠償を求めることができる。				第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。				第17条(国等に対する賠償請求権) 何人も、公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は地方自治体その他の公共団体に、その賠償を求めることができる。							

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)				現行の日本国憲法				自民党改正草案							
章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号
文章				文章				文章							
5	54	1	0	3	18	1	0	3	18	1	0	3	18	1	0
第54条(身体の拘束及び苦役からの自由) 1 日本国政府は、日本国民に対して、不同意である場合はもちろんのこと、たとえ同意している場合であっても、社会的又は経済的關係において身体を拘束してはならない。				第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。				第18条(身体の拘束及び苦役からの自由) 1 何人も、その意に反すると否とにかかわらず、社会的又は経済的關係において身体を拘束されない。							
5	54	2	0	又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。				3	18	2	0	2 何人も、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。			
5	55	1	0	3	19	1	0	3	19	1	0	第19条(思想及び良心の自由) 思想及び良心の自由は、保障する。			
第55条(思想及び良心の自由) 1 日本国政府は、日本国民に対して、思想及び良心の自由を保障しなければならない。				第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。				第19条(思想及び良心の自由) 思想及び良心の自由は、保障する。							
5	56	1	0					3	19-2	1	0	第19条の2(個人情報の不当取得の禁止等) 何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない。			
第56条(個人情報の不当取得の禁止等) 1 日本国政府及び日本国民は、日本国民の個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない。								第19条の2(個人情報の不当取得の禁止等) 何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない。							
5	57	1	0	3	20	1	0	3	20	1	0	第20条(信教の自由) 1 信教の自由は、保障する。			
第57条(信教の自由及び国会議員等に対する宗教活動の制限) 1. 日本国政府は、日本国民に対して、信教の自由を保障しなければならない。				第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。				第20条(信教の自由) 1 信教の自由は、保障する。							
5	57	2	0	いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。				国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。							
5	57	3	0												
3. すべての宗教団体は、政治に介入し、政治上の権力を行使してはならない。															
5	57	4	0	3	20	2	0	3	20	2	0	2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。			
4. 日本国民は、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されてはならない。				2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。				2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。							
5	57	5	0	3	20	3	0	3	20	3	0	3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。			
5. 日本国政府、地方自治体及びその他の公共団体は、宗教教育を含むいかなる宗教的活動も実施してはならない。				3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。				3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。							
5	57	6	0												
6. 国会議員、地方自治体議員、選挙で選定された公務員、国家公務員及び地方公務員は、その在職中は宗教団体を実施する行事等に参加することを含めた宗教的な活動を実施してはならない。ただし、冠婚葬祭等の社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。															
5	57	7	0												
7. 第6項の宗教的な活動を実施した国会議員等は、直ちに罷免されなければならない。															
5	58	1	0	3	21	1	0	3	21	1	0	第21条(表現の自由) 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。			
第58条(表現の自由) 1 日本国政府は、日本国民に対して、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由を保障しなければならない。				第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。				第21条(表現の自由) 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。							

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)				現行の日本国憲法				自民党改正草案									
章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号		
文章				文章				文章									
5	62	6	0	6.	国会及び日本国政府は、法律の制定及び行政上の規定の制定並びに執行に当たって、配偶者契約を結んだ者同士が社会的な共同体を形成していることを前提としなければならない。	3	24	2	0	2	配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。	3	24	3	0	3	家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
5	62	7	0	7.	日本国民のうち、法律で定める一定年齢以下の日本国民に対する一義的な保護責任者は内閣総理大臣とする。なお、法律で定める一定年齢以下の日本国民を「子供」と呼ぶ。												
5	62	8	0	8.	実際に子供を保護し養育する役割を担う者の選定、義務、権利、報酬、解除等に係る事項は法律で定める。												
5	63	1	0	第63条(生存権等) 1	日本国政府は、全ての日本国民に対して、その時点における社会常識に基づく健康で文化的な最低限度の生活を保障しなければならない。	3	25	1	0	第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。	3	25	1	0	第25条(生存権等) 1	全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。	
5	63	2	0	2.	日本国政府は、子供に対して、両親などの実際の保護者の経済状態に係わらず、生活、教育等に関してその時点における社会常識に基づく最低限度の生活を保障しなければならない。												
5	63	3	0	3	日本国政府は、日本国民の生活のあらゆる側面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。	3	25	2	0	2	国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。	3	25	2	0	2	国は、国民生活のあらゆる側面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
5	64	1	0	第64条(環境保全の責務) 1	日本国政府は、日本国民と協力して、日本国民が良好な環境を継続的に享受することができるように、その保全に努めなければならない。							3	25-2	1	0	第25条の2(環境保全の責務) 国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるようにその保全に努めなければならない。	
5	65	1	0	第65条(在外国民の保護) 1	日本国政府及び日本国民は、国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護に努めなければならない。							3	25-3	1	0	第25条の3(在外国民の保護) 国は、国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護に努めなければならない。	
5	66	1	0	第66条(犯罪被害者等への配慮) 1	日本国政府及び日本国民は、犯罪被害者及びその家族の人権及び処遇に配慮しなければならない。							3	25-4	1	0	第25条の4(犯罪被害者等への配慮) 国は、犯罪被害者及びその家族の人権及び処遇に配慮しなければならない。	
5	67	1	0	第67条(教育に関する権利及び義務等) 1	日本国政府は、全ての日本国民に対して、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を保障しなければならない。	3	26	1	0	第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。	3	26	1	0	第26条(教育に関する権利及び義務等) 1	全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。	

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)				現行の日本国憲法				自民党改正草案							
章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号
文章				文章				文章							
5	67	2	0	2.	2	2	0	2.	2	2	0	2.	2	2	0
2. 日本国政府は、法律の定めるところにより、子供に対して、民主主義社会である日本国の支え手たる健全な市民に成長するために子供自身が必要と考える教育を受けられるようにする義務を負う。				2. すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。				2. 全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、無償とする。							
5	67	3	0	3.				3	26	3	0	3			
3. 第2項の教育は無償とする。								3. 国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。							
5	67	4	0	4.											
4. 日本国政府は、教育が日本国民及び日本国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。															
5	68	1	0	第68条(労働の権利及び義務等)	3	27	1	0	第27条	3	27	1	0	第27条(労働の権利及び義務等)	
1. 全ての日本国民は、労働の権利を有するとともに、労働の義務を負う。				3. 27. 1. 0 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。				1. 全て国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。							
5	68	2	0	2.											
2. 第1項の定めに関わらず、子供は労働の義務を負わない。															
5	68	3	0	3.											
3. 第1項の定めに関わらず、法律の定めるところにより、傷病者や一定年齢以上の高齢者などに対して、労働の義務を免除することができる。															
5	68	4	0	4.	3	27	2	0	2.	3	27	2	0	2.	0
4. 賃金、就業時間、休息その他の労働条件に関する基準は、法律で定める。				2. 賃金、就業時間、休息その他の労働条件に関する基準は、法律でこれを定める。				2. 賃金、就業時間、休息その他の労働条件に関する基準は、法律で定める。							
5	68	5	0	5.	3	27	3	0	3.	3	27	3	0	3.	0
5. 何人も、日本国民であるか否かを問わず、子供を酷使してはならない。				3. 27. 3. 0 3 児童は、これを酷使してはならない。				3. 何人も、児童を酷使してはならない。							
5	69	1	0	第69条(労働者の団結権等)	3	28	1	0	第28条	3	28	1	0	第28条(労働者の団結権等)	
1. 日本国政府は、労働者に対して、労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利を保障しなければならない。なお、本憲法において、「労働者」には日本国内で労働する日本国籍を有しない者が含まれるものとする。				3. 28. 1. 0 第28条 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。				1. 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、保障する。							
5	69	2	0	2.											
2. 公務員については、日本国全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、第1項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。								2. 公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。							
3. 第2項に関しては、公務員の勤労条件を改善するため、法律の定めるところにより、必要な措置が講じられなければならない。								この場合においては、公務員の勤労条件を改善するため、必要な措置が講じられなければならない。							
5	70	1	0	第70条(財産権)	3	29	1	0	第29条	3	29	1	0	第29条(財産権)	
1. 日本国政府は、日本国民に対して、財産権を保障しなければならない。				3. 29. 1. 0 第29条 財産権は、これを侵してはならない。				1. 財産権は、保障する。							
5	70	2	0	2.	3	29	2	0	2.	3	29	2	0	2.	0
2. 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律で定める。				2. 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。				2. 財産権の内容は、公益及び公の秩序に適合するように、法律で定める。							
5	70	3	0	3.											
3. 第2項の法律による定めにおいては、知的財産権について日本国民の知的創造力の向上に資するように配慮しなければならない。								この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上に資するように配慮しなければならない。							

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)				現行の日本国憲法				自民党改正草案							
章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号
文章				文章				文章							
5	70	4	0	3	29	3	0	3	29	3	0	3	29	3	0
3 日本国民は、私有財産を、正当な補償の下に、公共のために用いることができる。				3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。				3 私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用いることができる。							
5	70	5	0												
5. 平等と再配分の観点から、私的な関係である両親等から財産を相続する場合には、法律の定めにより、相応額の相続税を課すものとする。															
5	71	1	0	3	30	1	0	3	30	1	0	3	30	1	0
第71条(納税の義務) 1 全ての日本国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。				第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。				第30条(納税の義務) 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。							
5	72	1	0	3	31	1	0	3	31	1	0	3	31	1	0
第72条(適正手続の保障) 1. 日本国民及び日本国に居住しあるいは日本国で労働する日本国の国籍を有しない者は、法律の定める適正な手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。なお、以下、日本国に居住しあるいは日本国で労働する日本国の国籍を有しない者を「日本国民ではない居住・労働者」と呼ぶ。				第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。				第31条(適正手続の保障) 何人も、法律の定める適正な手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。							
5	73	1	0	3	32	1	0	3	32	1	0	3	32	1	0
第73条(裁判を受ける権利) 1. 日本国政府は、日本国民及び日本国民ではない居住・労働者に対して、裁判所において裁判を受ける権利を保障しなければならない。				第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。				第32条(裁判を受ける権利) 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を有する。							
5	74	1	0	3	33	1	0	3	33	1	0	3	33	1	0
第74条(逮捕に関する手続の保障) 1. 日本国民及び日本国民ではない居住・労働者は、現行犯として逮捕される場合を除いては、裁判官が発し、かつ、理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。				第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてある犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。				第33条(逮捕に関する手続の保障) 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、裁判官が発し、かつ、理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。							
5	75	1	0	3	34	1	0	3	34	1	0	3	34	1	0
第75条(抑留及び拘禁に関する手続の保障) 1. 日本国民及び日本国民ではない居住・労働者は、正当な理由がなく、若しくは理由を直ちに告げられることなく、又は直ちに弁護人に依頼する権利を与えられることなく、抑留され、又は拘禁されない。				第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示さなければならない。				第34条(抑留及び拘禁に関する手続の保障) 1 何人も、正当な理由がなく、若しくは理由を直ちに告げられることなく、又は直ちに弁護人に依頼する権利を与えられることなく、抑留され、又は拘禁されない。							
5	75	2	0	3	34	2	0	3	34	2	0	3	34	2	0
2 日本国政府は、拘禁された者に対して、拘禁の理由を、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示さなければならない。								2 拘禁された者は、拘禁の理由を直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示すことを求める権利を有する。							
5	76	1	0	3	35	1	0	3	35	1	0	3	35	1	0
第76条(住居等の不可侵) 1. 日本国民及び日本国民ではない居住・労働者は、正当な理由に基づいて発せられ、かつ、搜索する場所及び押収する物を明示する令状によらなければ、住居その他の場所、書類及び所持品について、侵入、搜索又は押収を受けない。ただし、現行犯として逮捕される場合は、この限りでない。				第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。				第35条(住居等の不可侵) 1 何人も、正当な理由に基づいて発せられ、かつ、搜索する場所及び押収する物を明示する令状によらなければ、住居その他の場所、書類及び所持品について、侵入、搜索又は押収を受けない。ただし、第33条の規定により逮捕される場合は、この限りでない。							

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)				現行の日本国憲法				自民党改正草案									
章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号		
5	76	2	0	2.	第1項の規定による捜索又は押収は、裁判官が発する各別の令状によって行う。	3	35	2	0	2	捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。	3	35	2	0	2	前項本文の規定による捜索又は押収は、裁判官が発する各別の令状によって行う。
5	77	1	0	第77条(拷問及び残虐な刑罰の禁止)	1 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。	3	36	1	0	第36条	公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。	3	36	1	0	第36条(拷問及び残虐な刑罰の禁止)	公務員による拷問及び残虐な刑罰は、禁止する。
5	78	1	0	第78条(刑事被告人の権利)	1 全ての刑事事件において、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。	3	37	1	0	第37条	すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。	3	37	1	0	第37条(刑事被告人の権利)	1 全て刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
5	78	2	0	2	全ての刑事被告人は、全ての証人に対して審問する機会を十分に与えられる権利及び公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。	3	37	2	0	2	刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。	3	37	2	0	2	被告人は、全ての証人に対して審問する機会を十分に与えられる権利及び公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
5	78	3	0	3	全ての刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人に自己の弁護を依頼することができる。刑事被告人が自ら弁護人に依頼することができないときは、国が弁護人に依頼しなければならない。	3	37	3	0	3	刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。	3	37	3	0	3	被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを付する。
5	78	4	0	4.	全ての刑事被告人は、中立な第三者機関に対して、当該の刑事事件に関する科学的・技術的な鑑定結果を証拠として裁判所に提出することを依頼することができる。なお、刑事被告人が自ら第三者機関に依頼することができないときは、国が第三者機関に依頼しなければならない。												
5	79	1	0	第79条(刑事事件における自白等)	1. 日本国政府は、日本国民及び日本国民ではない居住・労働者に対して、自己に不利益な供述を強要してはならない。	3	38	1	0	第38条	何人も、自己に不利益な供述を強要されない。	3	38	1	0	第38条(刑事事件における自白等)	1 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
5	79	2	0	2	拷問、脅迫その他の強制による自白又は不当に長く抑留され、若しくは拘禁された後の自白は、証拠とすることができない。	3	38	2	0	2	強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。	3	38	2	0	2	拷問、脅迫その他の強制による自白又は不当に長く抑留され、若しくは拘禁された後の自白は、証拠とすることができない。
5	79	3	0	3.	日本国民及び日本国民ではない居住・労働者は、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。	3	38	3	0	3	何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。	3	38	3	0	3	何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされない。
5	80	1	0	第80条(遡及処罰等の禁止)	1. 日本国民及び日本国民ではない居住・労働者は、実行の時に違法ではなかった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。	3	39	1	0	第39条	何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。	3	39	1	0	第39条(遡及処罰等の禁止)	何人も、実行の時に違法ではなかった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。
5	80	2	0	2.	日本国民及び日本国民ではない居住・労働者は、同一の犯罪については、重ねて刑事上の責任を問われない。						又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。						同一の犯罪については、重ねて刑事上の責任を問われない。

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)				現行の日本国憲法				自民党改正草案							
章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号
文章				文章				文章							
5	81	1	0	3	40	1	0	3	40	1	0	3	40	1	0
第81条(刑事補償を求める権利) 1. 日本国民及び日本国民ではない居住・労働者は、抑留され、又は拘禁された後、裁判の結果無罪となったときは、法律の定めるところにより、日本国政府にその補償を求めることができる。				第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。				第40条(刑事補償を求める権利) 何人も、抑留され、又は拘禁された後、裁判の結果無罪となったときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。							
第6章 財政				第七章 財政				第七章 財政							
6	82	1	0	7	83	1	0	7	83	1	0	7	83	1	0
第82条(財政の基本原則) 1. 内閣は、日本国の財政を処理する権限を、国会の議決に基づいて行使しなければならない。				第83条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。				第83条(財政の基本原則) 1 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて行使しなければならない。							
6	82	2	0					7	83	2	0	7	83	2	0
2 財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない。								2 財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない。							
6	83	1	0	7	84	1	0	7	84	1	0	7	84	1	0
第83条(租税法律主義) 1. 租税を新たに課し、又は変更するためには、法律で定めることを必要とする。				第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とす				第84条(租税法律主義) 租税を新たに課し、又は変更するには、法律の定めるところによることを必要とする。							
6	84	1	0	7	85	1	0	7	85	1	0	7	85	1	0
第84条(国費の支出及び国の債務負担) 1 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。				第85条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。				第85条(国費の支出及び国の債務負担) 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。							
6	85	1	0	7	86	1	0	7	86	1	0	7	86	1	0
第85条(予算) 1 内閣は、毎会計年度の予算案を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。				第86条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。				第86条(予算) 1 内閣は、毎会計年度の予算案を作成し、国会に提出して、その審議を受け、議決を経なければならない。							
6	85	2	0					7	86	2	0	7	86	2	0
2 内閣は、毎会計年度中において、予算を補正するための予算案を提出することができる。								2 内閣は、毎会計年度中において、予算を補正するための予算案を提出することができる。							
6	85	3	0					7	86	3	0	7	86	3	0
3 内閣は、当該会計年度開始前に第1項の議決を得られる見込みがないと認めるときは、暫定期間に係る予算案を提出しなければならない。								3 内閣は、当該会計年度開始前に第一項の議決を得られる見込みがないと認めるときは、暫定期間に係る予算案を提出しなければならない。							
6	85	4	0					7	86	4	0	7	86	4	0
4 毎会計年度の予算は、法律の定めるところにより、国会の議決を経て、翌年度以降の年度においても支出することができる。								4 毎会計年度の予算は、法律の定めるところにより、国会の議決を経て、翌年度以降の年度においても支出することができる。							
6	86	1	0	7	87	1	0	7	87	1	0	7	87	1	0
第86条(予備費) 1 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。				第87条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。				第87条(予備費) 1 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。							
6	86	2	0	7	87	2	0	7	87	2	0	7	87	2	0
2 全て予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。				2 全て予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。				2 全て予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。							
				7	88	1	0	7	88	1	0	7	88	1	0
				第88条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。				第88条(皇室財産及び皇室の費用) 全て皇室財産は、国に属する。全て皇室の費用は、予算案に計上して国会の議決を経なければならない。							

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)				現行の日本国憲法				自民党改正草案							
章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号
文章				文章				文章							
6	87	1	0	7	89	1	0	7	89	1	0	7	89	1	0
第87条(公の財産の支出及び利用の制限) 1 公金その他の公の財産は、宗教的活動を行う組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。				第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。				第89条(公の財産の支出及び利用の制限) 1 公金その他の公の財産は、第二十条第三項ただし書に規定する場合を除き、宗教的活動を行う組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため支出し、又はその利用に供してはならない。							
6	87	1	0					7	89	2	0	7	89	2	0
2 公金その他の公の財産は、国若しくは地方自治体その他の公共団体の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対して支出し、又はその利用に供してはならない。								2 公金その他の公の財産は、国若しくは地方自治体その他の公共団体の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対して支出し、又はその利用に供してはならない。							
6	88	1	0	7	90	1	0	7	90	1	0	7	90	1	0
第88条(決算の承認等) 1 内閣は、国の収入支出の決算について、全て毎年会計検査院の検査を受け、法律の定めるところにより、次の年度にその検査報告とともに両議院に提出し、その承認を受けなければならない。				第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。				第90条(決算の承認等) 1 内閣は、国の収入支出の決算について、全て毎年会計検査院の検査を受け、法律の定めるところにより、次の年度にその検査報告とともに両議院に提出し、その承認を受けなければならない。							
6	88	2	0	7	90	2	0	7	90	2	0	7	90	2	0
2 会計検査院の組織及び権限については、法律で定める。				2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。				2 会計検査院の組織及び権限は、法律で定める。							
6	88	3	0					7	90	3	0	7	90	3	0
3 内閣は、第1項の検査報告の内容を予算案に反映させ、国会に対し、その結果について報告しなければならない。								3 内閣は、第1項の検査報告の内容を予算案に反映させ、国会に対し、その結果について報告しなければならない。							
6	89	1	0	7	91	1	0	7	91	1	0	7	91	1	0
第89条(財政状況の報告) 1 内閣は、国会及び日本国民に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。				第91条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。				第91条(財政状況の報告) 内閣は、国会に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。							
第7章 地方自治				第8章 地方自治				第8章 地方自治							
7	90	1	0					8	92	1	0	8	92	1	0
第90条(地方自治の本旨) 1 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。なお、本項以降に示す「住民」には日本国の国籍を有しない者が含まれるものとする。								第92条(地方自治の本旨) 1 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。							
7	90	2	0					8	92	2	0	8	92	2	0
2 住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。								2 住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。							
7	91	1	0	8	92	1	0	8	93	1	0	8	93	1	0
第91条(地方自治体の種類、国及び地方自治体の協力等) 1 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は、法律で定める。				第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。				第93条(地方自治体の種類、国及び地方自治体の協力等) 1 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は、法律で定める。							

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑)				現行の日本国憲法				自民党改正草案							
章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号	章	条	項	号
文章				文章				文章							
12	106	2	0	2.	10	98	2	0	2	11	101	2	0	2	0
2. 国会及び日本国政府は、日本国が締結した条約及び確立された国際法規を確実に遵守するために、必要に応じて法律等を改正しなければならない。				2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。				2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。							
12	106	3	0	3.											
3. 第2項に関して、条約あるいは国際法規を司る海外機関等から法律等の改正が要請された場合は、日本国政府、国会等は速やかに要請に対応しなければならない。															
12	107	1	0	第107条(憲法尊重義務)	10	99	1	0	第99条	11	102	1	0	第102条(憲法尊重擁護義務)	
1. 内閣総理大臣、国務大臣、国会議員、裁判官、国家公務員及び地方公務員は、この憲法を遵守し、尊重し、擁護しなければならない。				1 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。				1 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。							
12	107	2	0	2.						11	102	2	0	2	0
2. 全ての日本国民は、この憲法の理念及び規定が日本国政府、地方自治体及びその他公共団体によって確実に遵守され遂行されていることを常に監視し続けなければならない。															
12	107	3	0	3.											
3. 全ての日本国民は、憲法に定める規定等が遵守されない、もしくは遂行されない状況を認知した場合には、決して沈黙することなく、日本国政府、地方自治体あるいは日本国民に対して、必要な主張・要求を行い、改善のために努力しなければならない。															
附 則				第11章 補則				附 則							
-	附	1	0	(施行期日)	11	100	1	0	第100条	-	附	1	0	(施行期日)	
1 この憲法改正は、2***年*月*日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。				1 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。				1 この憲法改正は、平成〇年〇月〇日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。							
-	附	2	0	(施行に必要な準備行為)	11	100	2	0	2	-	附	2	0	(施行に必要な準備行為)	
2 この憲法改正を施行するために必要な法律の制定及び改廃その他この憲法改正を施行するために必要な準備行為は、この憲法改正の施行の日よりも前に行うことができる。				2 この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日よりも前に、これを行ふことができる。				2 この憲法改正を施行するために必要な法律の制定及び改廃その他この憲法改正を施行するために必要な準備行為は、この憲法改正の施行の日よりも前に行うことができる。							
										-	附	3	0	(適用区分等)	
								3 改正後の日本国憲法第七十九条第五項後段(改正後の第八十条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、改正前の日本国憲法の規定により任命された最高裁判所の裁判官及び下級裁判所の裁判官の報酬についても適用する。							

畑の憲法草案と現行憲法及び自民党草案との比較

立憲主義・国民主権主義憲法改正草案(畑) 章 条 項 号 文章	現行の日本国憲法 章 条 項 号 文章	自民党改正草案 章 条 項 号 文章
		<p>- 附 4 0 4 この憲法改正の施行の際現に在職する下級裁判所の裁判官については、その任期は改正前の日本国憲法第八十条第一項の規定による任期の残任期間とし、改正後の日本国憲法第八十条第一項の規定により再任されることができる。</p> <p>- 附 5 0 5 改正後の日本国憲法第八十六条第一項、第二項及び第四項の規定はこの憲法改正の施行後に提出される予算案及び予算から、同条第三項の規定はこの憲法改正の施行後に提出される同条第一項の予算案に係る会計年度における暫定期間に係る予算案から、それぞれ適用し、この憲法改正の施行前に提出された予算及び当該予算に係る会計年度における暫定期間に係る予算については、なお従前の例による。</p> <p>- 附 6 0 6 改正後の日本国憲法第九十条第一項及び第三項の規定は、この憲法改正の施行後に提出される決算から適用し、この憲法改正の施行前に提出された決算については、なお従前の例による。</p>
	<p>11 101 1 0 第一百一条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。</p>	
	<p>11 102 1 0 第一百二条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。</p>	
	<p>11 103 1 0 第一百三条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。</p>	